

清掃及び警備業務委託契約における最低制限価格の改定について

福岡市では、清掃及び警備業務委託における品質の確保とともに担い手の中長期的な育成及び確保、地域の企業が持続的に発展することができるよう適正価格での受注を推進するため、最低制限価格を下記のとおり改定します。

1 改定の内容

【現行】		【改定後】
設計金額の85%		設計金額の <u>88%</u>

※機械警備委託に係る最低制限価格の改定はありません。

2 実施時期

令和7年1月30日以降に公告又は指名を行い、令和7年4月1日以降に契約を締結する案件から適用します。

3 その他

WTO 案件において実施している低入札価格調査についても、上記の最低制限価格の算定方法により算出した額を調査基準価格とします。